

社協だより

えがおで介護
このネットワーク
あんしんサポート

大淀町の自然遺産

持尾の石垣とウルシの古木

国道169号線の畑屋口交差点の
少し北から、持尾区へ入ります。およ
そ1kmほど進むとT字路があり、越え
るとすぐ左手に見えます。



◆内容◆

- ・日常生活自立支援事業について
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員について
- ・買い物代行支援のご案内
- ・車イス貸し出しのご案内
- ・げんき&かつべカフェからのお知らせ
- ・ほうかつ通信

発行所／社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会

〒638-0821 大淀町下淵 1223 番地 TEL0747 - 52 - 1941

社協だよりは、共同募金の配分金により作成しております

日常生活自立支援事業をぜひ存知ですか！

(福祉サービス利用援助事業)

日常生活自立支援事業とは？

認知症高齢者や障がい等により、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業です。

平成19年に、地域福祉権利擁護事業から現在の名称に改称されています。

どんな利用ができるの？

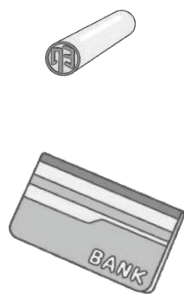
具体的には、主に次の4種のお手伝いを行います。

- ①福祉サービス利用の援助
 - ・福祉サービスについての情報提供、利用にあたっての相談・手続きのお手伝い
 - ・利用中の福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い
- ②日常的な金銭管理
 - ・福祉サービスの利用料金や公共料金等の支払い・確認のお手伝い

- ・日常生活に必要な生活費の払戻し等のお手伝い

- ③普段の生活に必要な事務手続き支援
 - ・自宅に届く通知物確認のお手伝い
 - ・役場、福祉事務所等へ必要な手続きのお手伝い

- ④大切な通帳や印鑑、書類等の保管
 - ・預金通帳や年金証書、不動産権利書などの保管



どんな方が利用できるの？

利用できる方は、軽い認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や理解、判断、意思表示に関して、本人のみでは適切に行うことが難しい方です。

ただ、判断能力が不十分といっても、この事業の契約内容を理解できる程度の能力は必要とされています。

郵便が届いたけど、手続きが不安でそのままにしてしまうわ

福祉サービスの手続きが難しいの

お金の管理が難しくてもいつも困っているの

通帳、どこにしまったのかしら



費用はいくらかかるの？

契約後は、料金がかかります。
 ・1時間あたり1,200円
 (以降30分ごとに600円)
 ・交通費として別途300円
 ※生活保護を受給されている方は、全額補助されます。

相談は大淀町社会福祉協議会へ

大淀町社会福祉協議会では、奈良県社会福祉協議会から委託を受けて、相談や直接的なサービスの提供を行っています。相談は無料です。

民生委員・児童委員と主任児童委員は、皆さんの身近な相談相手となってくれます。

昨年12月1日、民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、大淀町でも45名の民生児童委員と3名の主任児童委員が、厚生労働大臣からの委嘱を受け、3年間の任期をスタートさせています。

民生児童委員は、社会奉仕の精神で、住民の立場に立って、高齢者・障がい者・母子世帯等の要支援者の調査や相談支援、自主的な地域福祉活動などを行うボランティアです。また、福祉事務所など関係行政機関の業務にも協力され、社会福祉の推進に尽力されています。

暮らしや生活に困った時は、地区の民生児童委員に気軽にご相談ください。福祉への架け橋として大きな味方となっていただけます。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。担当区域を持たず、区域担当の民生児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組まれています。

●買い物代行支援を行っています。

新型コロナウイルスの感染によって、自宅待機をされていて買い物にお困りの方に、買い物代行支援を行っています。

対象：①、②の両方にあてはまる方

①町内に住所があり、かつ保健所からコロナウイルスの感染者や濃厚接触者及び帰国者と特定され、自宅待機中となっている方

②親族等からの支援が困難で、かつ民間業者による宅配サービスの利用が困難な方

内容：生活に必要な食料や日用品（たばこ・酒・コーヒー・お菓子等の嗜好品は除く）の買い物代行を行います。 ※ 1週間につき2回を限度とし、1回あたりの購入金額は5,000円以内です。

■申し込みについて

- ・支援を希望される方は、大淀町社会福祉協議会に電話をしてください。
- ・必要事項の確認と支援内容の聞き取りをさせていただきます。
- ・町内のスーパー等で、買い物を代行し、自宅にお届けします。
- ・お支払いは、後日（2週間以内）に指定の口座に振り込んでいただくか、もしくは窓口へ直接お越しいただくか、のどちらかをお願いします。



●車イスの貸し出しを行っています。

大淀町にお住まいの身体障害者の方や、高齢者の方に対して、社会活動への参加と自立の促進を目的に車イスの貸し出しを行っています。原則、要介護2以上の方は、介護保険制度を利用できますので、そちらを優先してください。その場合は、担当のケアマネジャーにご相談をお願いします。

■申し込みについて



- ・申請書と誓約書を提出いただきます。（申請は、当日でも可）
- ・ご本人（大淀町に居住の方に限る）、または、代理の方でも申請は可能です。
- ・車イスは、貸し出し中でお貸しできない場合もありますので、事前にお問合せください。
- ・貸出期間は最長で6ヵ月間です。場合によっては、延長申請も可能です。
- ・車イス返却時に、パンクや破損があった場合は、費用負担をしていただくこともあります。

お問合せは、大淀町社会福祉協議会まで TEL 0747-52-1941

～げんき&かつべ Café からのお知らせ～



文化会館のふれあいコーナーで、毎月第1・第3木曜日に開催しています。
開催時間は13:00～15:00です。（祝日の場合は、お休みです）

地域の誰もが気軽に交流できる場所
となっており、コーヒーも本格的です。
是非お立ち寄りください。福祉の相談
もお気軽にどうぞ。

3月・4月の開催予定日
3月2日（木）、3月16日（木）
4月6日（木）、4月20日（木）

MENU

- ・ホットコーヒー
- ・アイスコーヒー）各¥300
（Sサイズは 各¥150）
- ・焼き菓子 ¥250
- ・中学生以下はジュース無料

「げんきかふえ」は町内の6つの社会福祉法人（美吉野園・すぎの子会・延明福祉会・仁風会・せせらぎ会・大淀町社会福祉協議会）が協働で設立した大淀町元気な地域づくり推進協議会が主催しています。

ほうかつ通信

◇◇◇ さまざまな方々や地域を繋いでいます！
 ◇◇◇ 住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすために！

支援が必要な高齢者の方々は、多様な生活課題を抱えていることが多く、同時にその家族も課題を抱えている場合があります。そのため、高齢者や家族に対する支援は、公的サービスだけでなく、地域の様々な社会資源、様々な方々のご協力のもと「包括的・継続的」に行われる必要があります。

●包括的とは

「介護保険の対象となった場合」、「医療の対象となった場合」、「在宅の場合」、「施設に入所した場合」というように、特定の介護・医療サービスを利用する場合など、ある特定の状態となった場合だけを支援の対象とするのではなく、高齢者自身の努力とともに、地域における様々な資源を活用し、必要な支援を広く集めて、生活を様々な面から支えることを目指しています。

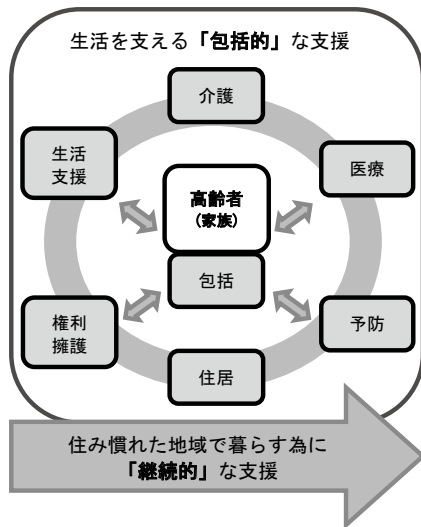
●継続的とは

高齢者の状態は、時間や場所とともに変化し、その変化は必ずしも直線的なものではありません。例えば、発病や病状の悪化によって一時的に入院したり、要介護状態になったとしても、回復して再び在宅での自立生活が可能となることもあります。

そのため、高齢者の心身の状態や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やサービスを組み合わせ提供できるよう、マネジメントを続けていく必要があります。

●地域へのサポート

対象の方には、様々な方の支援・社会資源が一貫性をもって提供されることが重要であります。地域包括支援センターでは、それらが適切に繋がり、皆さんが地域で安心して暮らし続けることができるように、介護保険事業所や介護支援専門員等へのサポートを行っており、また、環境整備として、地域における連携体制の構築等も進めています。



●地域包括支援センターへ相談

介護、医療、暮らしの困りごと、その他にも介護予防教室、出前講座等のご希望がありましたら、**地域包括支援センター**までご連絡ください。

☎0747-5217760

遺言・相続のことなら（相談）
 無料

なかで 中出司法書士事務所

大淀町土田一八四一九 ライフ・コーナン横
 JA西部支店前
 ☎0747(五)26577

あとがき

今回の表紙は、持尾の石垣とウルシの古木です。持尾集落の入口に、旧川本家の屋敷跡の石垣が残っており、その上にウルシ（漆）の古木が立っています。この古木は高さ約10m、目通り周囲約2.5mの大きさで町内でも珍しいものです。

ウルシは落葉樹で、秋になると葉が真赤になります。昔は塗り物（漆器）に使う材料の漆をとるために民家で栽培されることも多かったようです。このウルシの木も、明治時代以前に植えられ、数々の塗り物（漆器）に役立てられたことでしょう。



2021年3月31日に「おおよひ遺産」に選定されています。

持尾区は、国道から中に入っていたところにあるため、今回紹介のウルシの古木も、皆さんなかなかお目にかかる機会がないかと思えます。これを機会に足を運ばれてはいかがでしょうか。

（とき）